

【別紙1】

(改正案)

別表第2(第2条関係)

名称	事務の区分			金額	
(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「評価機関」という。)により長期優良住宅法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画(以下この表において「長期使用構造等適合計画」という。)である場合	建築物を新築する場合	住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	326,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	405,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
				対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	485,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
			建築物を増築し、又は改築する場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	24,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の床面積の	42,000円を長期優				

		合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	70,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	135,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	199,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	289,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	489,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	607,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	727,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
評価機関により住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する評価方法基準（市長が定めるものに限る。）に適合すると認められた住宅に係る計画（以下この表において「住宅性能評価適合計画」という。）である場合	建築物を新築する場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に限る。）	20,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に限る。）	35,000円
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	63,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートル	102,000円を長期優良住宅建築等計

	ルを超え1,000平方メートル以内のもの	画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	201,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	331,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	498,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	900,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1,212,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	1,485,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
建築物を増築し、又は改築する場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	30,000円
	対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	52,000円
	対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	94,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	153,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が1,000平方メー	301,000円を長期優良住宅建築等計

		トルを超え3,000平方メートル以内のもの	画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	496,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	747,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1,350,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1,818,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	2,227,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
長期優良住宅建築等計画である場合（長期使用構造等適合計画又は住宅性能評価適合計画である場合を除く。）	建築物を新築する場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,224,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	2,260,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額

			対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	3,216,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	3,961,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		建築物を増築し、又は改築する場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	82,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	189,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	304,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	616,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1,080,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,836,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	3,390,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	4,824,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	5,941,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
(2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住		建築物を新築する場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの

数料

宅建築等計画の変更の申請に対する審査

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	17,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	55,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	135,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	221,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	265,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	310,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
建築物を増築し、又は改築する場合	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	13,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	25,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	45,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	82,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	129,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	202,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	331,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	397,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	465,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	326,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	405,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	485,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
(4) 認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	長期優良住宅法第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき16,000円

備考

- 金額の欄に定める額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 既に認定を受けた長期優良住宅建築等計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について長期優良住宅建築等計画の認定を申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、(1)の部中「住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積」とあり、「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。
- 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合又は長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を当該計画に係る住宅の数又は当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。



- 4 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。

区分		金額	
住宅性能評価適合計画である場合	建築物を新築する場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	3,400円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	6,700円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	35,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	55,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	111,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	198,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	305,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	574,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	807,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	1,000,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		建築物を増築し、又は改築する場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	10,000円		

		もの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	52,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	82,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	166,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	297,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	457,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	861,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1,210,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	1,500,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
住宅性能評価適合計画以外の長期優良住宅建築等計画である場合	建築物を新築する場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	38,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	98,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	156,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	320,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	587,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,031,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1,934,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	2,811,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	3,477,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
建築物を増築し、又は改築する場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	57,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	147,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	234,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	480,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	880,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,546,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	2,901,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	4,216,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	5,215,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

(現行)

別表第2(第2条関係)

名称	事務の区分			金額
(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この表において「長期優良住宅建築等計画」)	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「評	住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額

<p>という。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>価機関」という。)により長期優良住宅法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画(以下この表において「長期使用構造等適合計画」という。)である場合</p>	対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	326,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	405,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	485,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	<p>評価機関により住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する評価方法基準(市長が定めるものに限る。)に適合すると認められた住宅に係る計画(以下この表において「住宅性能評価適合計画」という。)である場合</p>	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	20,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	35,000円
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	63,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	102,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額

	対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	201,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	331,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	498,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	900,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1,212,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	1,485,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
長期優良住宅建築等計画である場合（長期使用構造等適合計画又は住宅性能評価適合計画である場合を除く。）	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,224,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額

		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	2,260,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	3,216,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	3,961,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額
(2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,100円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	17,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	55,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	135,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	221,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	265,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	310,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	326,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	405,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	485,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
(4) 認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	長期優良住宅法第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき16,000円	

備考

- 1 金額の欄に定める額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 既に認定を受けた長期優良住宅建築等計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について長期優良住宅建築等計画の認定を申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、(1)の部中「住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積」とあり、「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。
- 3 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含ま

れる場合又は長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(長期優良住宅建築等計画に建基法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては、当該建築設備に係る建築設備確認申請手数料相当額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数又は当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

- 4 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。

	区分	金額
住宅性能評価適合計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	3,400円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)	6,700円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの	35,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	55,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	111,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	198,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	305,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	574,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	807,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	1,000,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
住宅性能評価適合計画以外の長期優良住	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	38,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額



宅建築等計画 である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	98,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	156,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	320,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	587,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,031,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1,934,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	2,811,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	3,477,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額